基労補発第 0520001 号 平成 1 5 年 5 月 2 0 日

都道府県労働局

総務部(労働保険徴収部)長

殿

労 働 基 準 部 長

厚生労働省労働基準局 労災補償部補償課長 (公 印 省 略)

就業実態のない中小事業主の特別加入の取扱いに関する留意事項について

就業実態のない中小事業主の特別加入の取扱いについては、平成 15 年 5 月 20 日付け基発第 0520002 号(以下「通達」という。)をもって指示されたところであるが、その運用に当たっては下記の事項に留意されたい。

記

- 1 通達記の 2(1)の「その他の事情のため、実際に就業しない事業主」について 通達記の 2(1)の「その他の事情のため、実際に就業しない事業主」とは、例 えば、次に掲げるような事業主をいうものであること。
 - (1) 同一の事業主が行う複数の事業について保険関係が成立している場合であって、特定の事業に関して就業実態はあるものの、その他の事業について就業実態のない事業主

例えば、本社と支社でそれぞれ保険関係が成立している場合であって、事業主は本社に関する業務についての就業実態はあるものの、支社に関する業務(本社からの出張と判断できるものは除く。)については就業実態がなく、他の役員等が支社に関する業務執行を行っている場合、支社に関する特別加入について当該事業主は就業実態のない事業主に該当する。

また、建設事業と事務所でそれぞれ保険関係が成立している場合であって、 事業主は建設事業に関する業務には全く従事せず、他の役員等が建設事業に 関する業務に従事する場合には、建設事業に関する特別加入について当該事 業主は就業実態のない事業主に該当する。

(2) 同一人が複数の法人の代表者に就任している場合であって、特定の法人の事業のみに就業しており、その他の法人の事業について就業実態のない代表者

- 2 通達記の2(2)の「事業主本来の業務のみに従事する事業主」について 通達記の2(2)の「事業主の立場において行う事業主本来の業務のみに従事す る事業主」には、例えば、次に掲げるような事業主がこれに該当する。
 - (1) 事業主は、専ら株主総会、役員会、事業主団体の会議への出席等のみで、 実質的な業務執行は他の役員等が行っている場合の当該事業主
 - (2) 地方公共団体の第3セクターの代表者に地方公共団体の長等が兼務している場合であって、第3セクターの実質的な業務執行は他の役員が行っており、 代表者は総会、役員会及び記念式典等への出席のみである場合の当該代表者
- 3 通達記の3の「就業実態のない事業主に係る特別加入の手続」について
 - (1) 通達記の3(1)又は(2)により、「特別加入申請書」(告示様式第34号の7。 以下「申請書」という。)又は「特別加入に関する変更届」(告示様式第34号の8。以下「変更届」という。)に理由書が添付された場合には、当該事業主を就業実態のない事業主と認めて差し支えない。

ただし、理由書には、事業主の氏名、事業主が実態として業務に従事しない理由及び事業主を特別加入者としないことを希望する旨を明記させること。

- (2) 理由書の形式は任意であるが、別紙のとおりモデル様式を作成したので、 理由書の提出を指導する際に活用されたい。
- (3) 通達記の3(2)により変更届を提出する場合には、「特別加入者の異動(特別加入者でなくなった者)」欄に当該就業実態のない事業主の氏名を記入させること。

承認内容変更決定については、昭和 40 年 11 月 1 日付け基発第 1454 号 (以下「基本通達」という。)の記の第 2 の 3 の(4)ハに準じて行うこととなるが、その通知については、特様式第 1 号を用いて、「中小事業主等の特別加入については、平成〇年〇月〇日より別紙のとおり承認します。」とし、当該変更届(写し)を添付すること。

また、承認内容変更決定の日付については、届出の日の翌日から起算して 14日の範囲内において事業主が特別加入者でなくなることを希望する日とす るので、変更届の「特別加入者の異動(特別加入者でなくなった者)」欄の「異 動年月日」には特別加入者でなくなることを希望する日付を記入させること。

(4) 通達記の3(3)により変更届を提出する場合には、「特別加入者の異動(新たに特別加入者になった者)」欄に当該事業主について必要事項を記入させること。

承認内容変更決定については、通常の特別加入者の追加の場合と同様、基本通達の記の第2の3の(4)へにより行うこと。

(5) 通達記の3(1)又は(2)により特別加入していない事業主が就業することとなった場合については、通常の特別加入者の追加の場合と同様に、通達記の3(3)により承認内容変更決定が行われない限り、当該事業主を特別加入者として取り扱うことはできないこととなる。

したがって、当該事業主が就業することとなったため特別加入者となるためには、改めて変更届を提出する必要があることについて、通達記の3(1)又は(2)により加入承認又は承認内容変更決定を行う際に、当該事業主に対して十分に説明すること。

4 通達記の4の「適用」について

通達は、平成 15 年 7 月 1 日以後に加入承認又は承認内容変更決定を行うもの について適用される。

加入承認又は承認内容変更決定は、事業主が申請書又は変更届を提出した日の翌日から起算して14日の範囲内において事業主が希望する日に行うこととされていることから、就業実態のない事業主が通達に基づき、本年7月1日に特別加入者としないことを希望する場合には、本年6月17日から6月30日までの間に申請書又は変更届を提出する必要があること。

5 その他

本取扱いについては、別添の文書などを活用し、労働保険事務組合及び関係 事業主に対して周知を図ること。別添の文書は、必要部数を別途送付する予定 であること。

なお、本省においては、社団法人全国労働保険事務組合連合会に対して、同 法人の都道府県会及び労働保険事務組合に対する周知方依頼したところである。

理 由 書

	平成	年	月	
		,		
事業主の	住所			
事業主の	氏名			即
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)				
私は、下記の理由により、特別加入の申	請に係る事業	能について	就業の実	悪態が
ないため、特別加入者としないことを希望します。				
なお、特別加入対象から除外されることにより、特別加入者でなくなった日				
以降に発生した事故について、労災保険給付を受けられないことについては承				
知しました。				
•				
記				
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			M. M	
	<u></u>	<u> </u>		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			······································	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

平成15年7月1日から、 労災保険の中小事業主等の特別加入の取扱いが 一部変わります。

中小事業主等の特別加入においては、事業主(法人の場合には、代表者をいいます。)は家族従事者又は役員などで事業に従事する方(労働者を除きます。以下「役員等」といいます。)と包括して加入しなければならないところですが、就業の実態がない事業主(次の1又は2に該当する事業主)については、自らは特別加入をしない場合でも、役員等のみを特別加入者とすることができるようになります。

- 1 病気療養中、高齢その他の事情により就業の実態がない事業主
- 病気療養中又は高齢のため実際に就業していない事業主
- 〇 その他、次のような場合の事業主が該当します。
 - ・ 本社と支社でそれぞれ労災保険の保険関係が成立している場合であって、事業主は本社の業務に従事しているものの、支社の業務には従事せず、支社の業務は他の役員等が行っている場合に、支社の保険関係において事業主は就業の実態がない事業主に該当します。
 - ・ 建設業において、建設現場と事務所でそれぞれ労災保険の保険関係が 成立している場合であって、事業主は建設現場の業務には従事せず、他 の役員等が建設現場の業務に従事する場合に、建設現場の保険関係にお いて事業主は就業の実態がない事業主に該当します。
 - ・ 複数の会社の代表者に就任している方が、そのうちの特定の会社の業務にのみ従事していて、その他の会社の業務には従事しない場合に、その他の会社の労災保険の保険関係においてその代表者は就業の実態がない事業主に該当します。
- 2 事業主の立場において行う事業主本来の業務のみに従事する事業主
- 例えば次のような場合の事業主が該当します。
 - ・ 事業主は、専ら株主総会、取締役会、事業主団体の会議へ出席するだけの場合
 - ・ 地方公共団体の第3セクターの代表者に地方公共団体の長が兼務している場合であって、第3セクターの実質的な業務執行は他の役員等が行っており、代表者(事業主)は総会、役員会、記念式典へ出席するのみである場合

- 新たに中小事業主等の特別加入を希望する事業主の方へ

特別加入申請を行う際、事業主が前記の1又は2に該当するため、実際に就業している他の役員等のみを特別加入させ、事業主自身は特別加入者としないことを希望する場合には、次の手続により都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

- 1 「特別加入申請書」(様式第34号の7)を提出してください。 「特別加入申請書」(様式第34号の7)の別紙に、特別加入予定者の氏名等 を記載することとなりますが、これには、就業の実態のない事業主の氏名は記載しないでください。
- 2 「特別加入申請書」には必ず理由書を添付してください。 理由書は任意の形式で構いませんが、事業主の氏名、就業の実態がない理由、 特別加入者としないことを希望する旨を明記してください。
- ※ 都道府県労働局長の承認を受けた日に、事業主を除いた役員等のみが特別加入者となります。

----- 既に中小事業主等の特別加入をしている事業主の方へ -----

事業主が前記の1又は2に該当するため、他の役員等を特別加入させたまま、 事業主のみを特別加入者としないことを希望する場合には、次の手続により都道 府県労働局長の承認内容変更決定を受ける必要があります。

- 1 「特別加入に関する変更届」(様式第34号の8)を提出してください。 様式の「特別加入者の異動」欄に、特別加入者としないことを希望する事業 主の氏名を記入し、「異動年月日」欄には、この変更届の提出日の翌日から起 算して14日の範囲内において特別加入者でなくなることを希望する日を記入し てください。
- 2 「特別加入に関する変更届」には必ず理由書を添付してください。 理由書は任意の形式で構いませんが、事業主の氏名、就業の実態がない理由、 特別加入者としないことを希望する旨を明記してください。
- ※ 都道府県労働局長の承認内容変更決定を受けた日に、事業主は特別加入者でなくなります。

以上の手続に際しては、次の点に留意してください。

1 この取扱いは、事業主を特別加入者としないことについての承認又は承認内容変更決定の日が、平成15年7月1日以後となるものについて適用されます(承認又は承認内容変更決定は、「特別加入申請書」又は「特別加入に関する変更届」の提出日の翌日から起算して14日の範囲内で事業主が希望する日に行われますので、例えば、7月1日を承認又は承認内容変更決定の日として希望する場合には、必ず6月17日から6月30日までの間に「特別加入申請書」又は「特別加入に関する変更届」を提出してください。)。

なお、既に中小事業主等の特別加入をしていた事業主については、都道府県労働局長の承認内容変更決定を受けた日の前日の属する月の翌月以降の分の第1種特別加入保険料(事業主分)は納めなくてよいこととなります(例えば、7月1日に承認内容変更決定を受けた場合、7月以降の事業主分の保険料については納めなくてよいこととなります。この場合、確定保険料の申告の際に精算します。)。

- 2 特別加入者としないことについての承認又は承認内容変更決定を受けた事業主 が、承認日以降、仮に業務災害又は通勤災害に遭ったとしても労災保険による給付 は受けられません。
- 3 特別加入者としないことについての承認又は承認内容変更決定を受けた事業主が、その後事情が変わり就業することとなった場合に、特別加入者となるためには、 改めて「特別加入に関する変更届」を提出し、事業主を特別加入者とすることについて承認内容変更決定を受ける必要があります。